

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務名

令和3年度 ものづくり現場 IoT 推進リーダー育成塾実施業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務目的

第四次産業革命が進展し、AI/IoT、ロボティクス等のデジタル技術やビッグデータを活用したデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）と呼ばれる潮流が到来している。

本業務では、ものづくり中小企業においてもこの潮流を捉えて、まず、IoT等のデジタル技術を活用した製造現場の生産性向上へ取り組めるよう、ものづくり現場の人材育成を行うとともに、設備投資の判断権者である経営層がコミットするIoT等活用戦略の作成を支援するものである。

併せて、地域力を高めて、ものづくり中小企業のデジタル化に機動的に対応できるよう、ものづくり現場の人材育成のプロセスを活用して、広島県内のIT技術者及び公益財団法人ひろしま産業振興機構（以下「本財団」という。）のスタッフを育成するものである。

(3) 業務内容

別紙「委託仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和4年1月28日（金）まで

(5) 事業費予算上限額

12,100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式①）提出期限

令和3年4月14日（水）17時

(2) 仕様書等に対する質問書（様式②）提出期限

令和3年4月21日（水）17時【必着】

(3) 上記（2）に対する回答日等

令和3年4月23日（金）までに、公募型プロポーザル参加者全員に電子メールで回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

公益財団法人ひろしま産業振興機構

ものづくり革新統括センター ものづくり人材育成センター

② 提案書提出期限

令和3年5月11日（火）

③ その他

ア 提案書の再提出は、上記②の提出期限内に限り認める。なお、提案書の部分的な差替えは認めない。

イ 提案を取り下げる場合は、取り下げ願い書（様式③）を提出するものとする。なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取り下げ願い書（様式③）を提出するものとする。また、取り下げ願い書（様式③）の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

ウ 提出期限までに提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

(5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

- ① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

公募型プロポーザル参加資格確認申請書	(様式①)
会社概要説明書	会社パンフレット
印鑑証明書	受付日前3か月以内に発行された正本
登記事項証明書	受付日前3か月以内に発行された正本
財務諸表	最新決算年度の貸借対照表、損益計算書
納税証明書	「県税及び地方法人特別税」、「消費税及び地方消費税」について滞納・未納がないことを証明する書面（受付日前3か月以内に発行されたものに限る。） ただし、広島県内に事業所等が全くないなどの理由により、広島県に対して納税義務がない場合は、「県税及び地方法人特別税」に係る納税証明書の提出は必要ないものとする。

※ なお、広島県の「平成30～令和3年物品・委託役務競争入札参加資格」を持っている場合は、印鑑証明書・登記事項証明書・財務諸表・納税証明書の提出は必要ないものとする。

- ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- ④ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認を有しないとされた者に対する理由説明等について

- ① 公募型プロポーザル参加資格を有しないとされた者に対しては、その旨を電子メールにより通知する。
- ② 上記の通知を受け取った者は、公益財団法人ひろしま産業振興機構 ものづくり革新統括センター ものづくり人材育成センターに対してその理由説明を求めることができる。
- ③ この説明を求める場合は、令和3年4月19日（月）までに、その旨を電子メールにより申し出ること。

- ④ 上記に対する回答は、令和3年4月20日（火）までに、電子メールにより行う。
- (7) 仕様書等について
- ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2（2）仕様書等に対する質問書提出期限」までに、仕様書等に対する質問書（様式②）により、電子メールにより提出すること。
- 【送付先アドレス】 h-jinzai@hiwave.or.jp
- その際、件名を、「ものづくり現場 IoT 推進リーダー育成塾実施業務についての質問」とし、送信後、提出先（公益財団法人ひろしま産業振興機構 ものづくり革新統括センター ものづくり人材育成センター）へ電話により着信の確認を行うこと。
- 【電話】（082）240-7716
- ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ電子メールにより回答する。
- (8) 最優秀提案者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀提案者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- ② 上記の通知を受け取った者は、公益財団法人ひろしま産業振興機構 ものづくり革新統括センター ものづくり人材育成センターに対してその理由説明を求めることができる。
- ③ この説明を求める場合は、令和3年5月25日（火）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
- ④ 上記に対する回答は、令和3年5月26日（水）までに、書面により行う。
- (9) 支払条件
- 業務完了後の一括払とするが、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の一部を概算払することができる。
- (10) 手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 参加者の負担について
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とする。
- (13) 提出された提案書について
- ① 提出された提案書は、返却しない。
- ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
- (14) プロポーザルに関し、本財団から受領又は閲覧した資料等は、本財団の了解なく公表又は使用してはならない。
- (15) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負う。

3 契約事項

(1) 契約の締結

最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、本財団の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約事項に関する規則

公益財団法人ひろしま産業振興機構財務規程に基づき執行する。

4 添付書類

(1) 公告

(2) 委託仕様書

(3) 業務委託契約書（案）、業務委託契約約款及び個人情報取扱特記事項

(4) 企画提案書作成要領

(5) 企画提案 評価基準

(6) 本説明書に定める様式類

公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式①）

仕様書等に対する質問書（様式②）

取り下げ願い書（様式③）